

宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン（概要版）

第1章 計画の目的、位置付け等

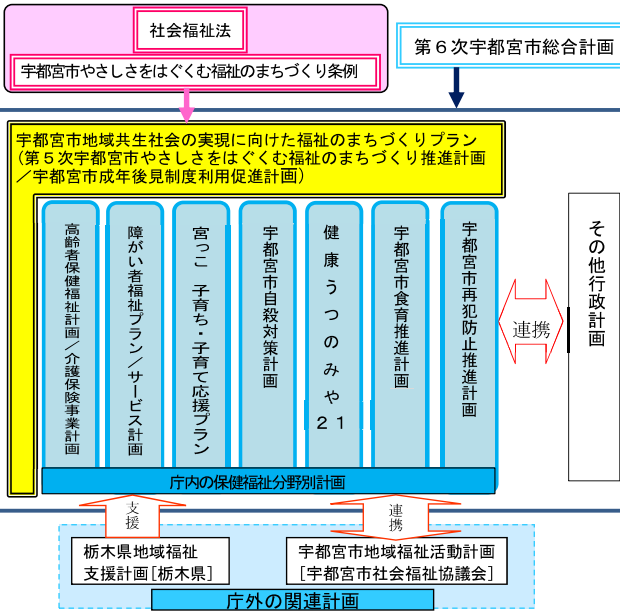
1 計画策定の目的

本市においては、少子高齢化の進行等により、単身高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど市民が抱える問題は、複雑化・複合化している。

このため、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域の多様な主体が、参画・協働しながら、複雑化・複合化した課題の早期発見・早期支援のための相談支援体制整備や地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進するため、「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」を策定するもの。

2 計画の位置付け

- ・社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- ・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第7条に規定する計画
- ・第6次宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉・医療）
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、市町村が策定する成年後見制度利用促進計画



3 計画の期間

令和5年度～令和9年度の5年間

4 計画の特徴

- ・すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を構築するため、「市民」「地域」「公共」のそれぞれの立場における「支え合い、協働」による地域福祉の推進に向けた施策体系としています。
- ・「地域福祉」という観点から、本計画の理念を保健福祉分野の共通理念とし、各計画をつなぎ合わせ、取組の方向性を示し、施策を総合的に展開します。
- ・複雑化・複合化した福祉課題などの問題について、多機関協働により、連携して、包括的な支援、地域づくり支援・参加支援に係る事業を重層的に推進するものです。
- ・包括的支援体制の整備と成年後見制度の利用促進を一体的に推進するため「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定しています。
- ・地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会と緊密な連携・協働による地域福祉の推進に向けた取組を導出しています。

第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題の整理

1 国の動向等

- ・「社会福祉法」の改正（平成30年4月、令和3年4月）
 - ⇒地域福祉計画の策定を努力義務化し、各分野計画の上位に位置づけ
 - ⇒市町村が地域の複雑・複合化した課題に対する包括的支援体制を円滑に構築するための仕組みを創設
- ・「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施策（平成28年5月）
 - ⇒市町村に対して成年後見の利用促進に関する施策等に係る基本的な計画策定を努力義務化
- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行（令和4年5月）
 - ⇒地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の策定・実施が定められる。

4 第4次計画の評価

■第4次計画の成果指標（市民・事業者アンケート調査結果）

市民活動に参加意欲のある市民	H29実績：48.9%	R4目標：75%	⇒実績：33.7%
情報提供に満足している市民	H29実績：79.2%	R4目標：85%	⇒実績：51.3%
市民活動に参加している市民	H29実績：12.3%	R4目標：15%	⇒実績：8.5%

- 主要36取組の進捗評価 A評価(達成率100%以上)4取組 B評価(70%以上)23取組 C評価(70%未満)3取組
- 感染症の影響を勘案して評価を実施した結果、全体として主要取組は概ね順調に進捗
- ・第4次計画の期後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛などの行動制限や事業の中止、延期などの影響を受けましたが、一部の取組については、ICTの活用などの施策展開を図ったことにより、全体としては、概ね順調に進捗しました。
- ・今後も、感染症による状況の変化を踏まえながら、地域福祉のさらなる推進に向けた取組を一層充実・強化していく必要があります。

5 市民・事業者アンケート調査結果

- ・地域との「絆」や「つながり」を感じる人の主観的幸福感
 - 【感じる】高い（8点以上）69.5% 低い（8点未満）30.5%
 - 【感じない】高い（8点以上）37.2% 低い（8点未満）62.8%
- ・地域との「絆」や「つながり」
 - 【感じる】37.4% 【感じない】31.1% 【わからない】30.1%
- ・隣近所にしてほしい手助けの内容（上位2つ）
 - 【災害時の手助け】38.1% 【安否確認の声かけ】23.1%
- ・隣近所に自分ができる手助けの内容（上位2つ）
 - 【災害時の手助け】51.1% 【安否確認の声かけ】44.8%
- ・福祉のまちづくり条例の規定による整備基準への適合状況【対象外】46.3% 【適合】22.7% 【わからない】21.3%
 - 【未整備】7.1%
- ・市民活動に参加しない理由（障がい者）
 - 【興味・関心がない】26.1% 【物理的バリア】19.7%
 - 【心理的バリア】12.1%
- ・外出時の不便を感じる場面（障がい者）
 - 【公共交通機関】41.1% 【障がいへの理解不足】34.1%
 - 【トイレ】26.7%

7 課題の総括

◆「絆」「つながり」への市民意識の醸成

- ⇒住民同士の支え合いや福祉への興味関心を高めるとともに、福祉の担い手を確保・育成するための意識醸成に向けた取組の充実やきっかけづくりが必要

◆支え合いによる地域づくりの推進

- ⇒住民同士の支え合いを促進できるよう、支え合いの地域づくりへの支援が必要
- ⇒市民が市民活動に参加できるよう、参加への誘導策や機会の創出が必要

◆市民が抱える複雑化・複合化した問題への対応

- ⇒高齢・障がい・貧困・子どもなど様々な分野において複雑化・複合化する市民の問題を早期に発見し、解消できるよう、市民に身近な場所で相談できる相談支援の充実が必要
- ⇒住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援のニーズへのきめ細かな対応が必要

◆ユニバーサルデザインの推進

- ⇒誰もが安全・快適に日常生活を送ることができるよう、継続的な公共的施設等のハード面のバリアフリーを推進するとともに、心のバリアフリーの充実が必要
- ⇒誰もがデジタル技術を活用できるよう、情報のバリアフリーの推進が必要

2 本市の現状

- ・人口減少社会の到来
 - 【2021】517,100人⇒【2040】462,048人 ※ピーク【2017】520,197人
 - ※2025年頃には、人口ボリュームの大きい団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することが見込まれる。
- ・ひとり暮らし高齢者数の増加 【2021】28,230人⇒【2040】40,984人
- ・3障がい手帳所持者の増加【2017】22,754人⇒【2021（実績）】24,905人
- ・複雑化・複合化した問題を抱えるケース数の増加（保健と福祉の相談窓口把握状況）【2019】702件⇒【2021】916件
- ・要支援者の増加
 - 児童虐待受付件数：【2017】99件⇒【2021（実績）】212件
 - 生活困窮者自立相談支援事業新規相談受付件数：【2017】816件⇒【2021（実績）】2,312件
- ・認知症の人の数が増加 【2017】10,986人⇒【2021】12,508人
- ・成年後見制度に関する初回相談件数が増加傾向【2017】137件⇒【2021】194件

3 本市の福祉を支える様々な資源

社会福祉協議会（地区社会福祉協議会/福祉協力員/コミュニティワーカー/ふれあい・いきいきサロン）、地域まちづくり組織、自治会、NPO、民生委員児童委員、障がい者相談員、ボランティア、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、教育・保育施設、各社会福祉施設、地区市民センター 等

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

福祉都市宣言

2 目指す「福祉のまち」の姿

基本理念を具現化した本市が目指す福祉のまちの姿を、課題の総括を踏まえて設定

- 思いやりがあふれるまち
- 地域で支え合うまち
- 安心・快適に暮らせるまち

3 基本目標

目指す福祉のまちを実現するための3つの基本目標を設定

- 1 福祉のこころをはぐくむ人づくり
- 2 共に支え合う地域づくり
- 3 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

第4章 施策の方向と展開

1 施策体系

本計画では、「人づくり」「地域づくり」「福祉の基盤づくり」の3つの基本目標を柱に、基本施策・施策・取組の体系を組んでいます。

2 取組の全体像と主要取組

本計画では、全体で97の取組を計上しています。このうち、各施策を代表的なものや効果的なものなどの37取組を「重点取組」として位置付け、計画的に推進していきます。

重点取組は、計画期間内における毎年度の数値目標を明確にし、毎年度、推進組織で進捗管理し、その他の取組についても各所管課において主体的に進捗管理を行います。（数値目標がなじまない取組については、定性的な評価を行います。）

3 基本目標ごとの取組

右の施策体系では、基本目標・基本施策・施策ごとに、全取組のうちの重点取組と主な目標指標を示しています。

4 対象者ごとの取組

本計画では、福祉のまちづくりや地域福祉の推進に資する施策について、高齢者、障がい者、子どもなどの分野を問わずに体系を組んでいます。なお、高齢者、障がい者、子どもに関する個別施策については、各分野で計画を策定しています。

第5章：計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、デジタル技術を活用しながら、効果的に事業を展開するとともに、市民や事業者等の理解や協力が必要不可欠であるため、関係機関や団体などと連携しながら、あらゆる機会を通じて本計画を広く周知し、推進していきます。

2 計画の進捗管理

本計画を確実に推進するため、37の重点取組について目標を立てて、庁内の推進組織や外部組織（宇都宮市社会福祉審議会）により、計画の進捗状況等の検証を行うとともに、状況に応じて事業内容や目標値等の見直しを行います。

また、評価結果については、市ホームページなどで公表していきます。

基本目標

基本目標1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

地域福祉を担う、市民一人ひとりの意識の中に、他者を理解し、やさしさや思いやり、互いを尊重する気持ちをはぐくみ、地域での助け合いや支え合いを推進できるよう、福祉のこころの醸成、福祉教育の充実、地域福祉の担い手の発掘や育成に取り組んでいきます。

【成果指標】
身近な地域活動に参加意欲のある市民の割合
(現状値) (目標値)
33.7% ⇒ 50.0%

基本目標2 共に支え合う地域づくり

誰もが社会参加により生きがいを持つとともに、地域の中で活動する様々な団体や個人、事業者及び行政が互いにその機能・役割について共通認識を持ち、課題を共有し、ネットワークを構築して、共に支え合うことができる体制づくりを推進します。

【成果指標】
地域における居場所への参加者延べ人数
(現状値) (目標値)
69,958人 ⇒ 100,000人

※参考 地域における主な居場所の設置状況（R3年度）
宮っ子の居場所：23か所 認知症サロン：3か所
ふれあい・いきいきサロン：306か所

基本目標3 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

福祉課題が複雑化・多様化する中、すべての市民が多様な福祉サービスを適切に受けられるよう、デジタル技術や様々なデータを活用しながら、わかりやすい情報提供や分野横断的な相談支援に取り組んでいきます。

また、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分考慮しながら、市民にとって快適な都市基盤・生活基盤の整備を計画的に推進していきます。

【成果指標】
共生型の相談窓口で受け止めた相談が支援につながった割合（R5年度から開始）
(現状値) (目標値)
— ⇒ 100%

※参考 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、保健と福祉の相談窓口で受けた相談件数（R3年度）
22,205件

基本施策・施策・重点取組

基本施策1 福祉のこころの醸成

施策① 共生のこころをはぐくむ市民意識の啓発
・【新】共生のこころをはぐくむプロモーション
・【継】こころのユニバーサルデザイン運動の推進
・【継】障がいや障がい者への理解促進及び差別解消

基本施策2 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

施策① 福祉教育の推進
・【継】宮っ子心の教育の推進
・【拡】すべての世代を対象とした福祉共育の推進
施策② 福祉に関する人材の育成
・【新】若者ボランティア認定制度
・【新】「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援

基本施策1 市民の主体的な地域活動への支援

施策① 地域における活動への支援
・【継】まちづくり活動応援事業の推進
・【拡】自治会加入促進
・【継】民生委員児童委員活動等に対する支援
・【継】福祉協力員活動の充実
・【継】ボランティアセンターの充実
施策② 地域交流の場づくりへの支援
・【新】宮っ子の居場所づくりの推進
・【拡】ふれあい・いきいきサロン事業の推進

基本施策2 社会参画の促進

施策① 生きがいづくりの支援
・【拡】ふれあい・いきいきサロン事業の推進（再掲）
施策② 地域資源との繋がり支援
・【新】参加支援事業

基本施策3 共に支え合う地域ネットワークづくり

施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実
・【新】認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備
・【拡】コミュニティワーカーの育成支援
・【新】（仮称）支え合い協議会の設置

基本施策1 多様な福祉サービスの充実

施策① 情報提供の充実
・【継】広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進
施策② 保健と福祉に関する相談機能の充実
・【新】包括的相談支援事業
・【新】こども家庭センターの設置
・【新】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
施策③ 福祉サービスの質の向上
・【継】宮っ子ステーション事業の推進
施策④ 福祉ネットワークの強化
・【新】多機関協働事業

・【新】ヤングケアラー対策の推進
・【新】不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実
・【新】つながりサポート女性支援事業

施策⑤ 就業機会の確保

・【継】障がい者の就労支援の充実

基本施策2 権利擁護支援の充実

施策① 権利擁護の相談・支援の推進
・【新】「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用
施策② 中核的な役割を担う機関による権利擁護の推進
・【新】中核機関の設置・運営
施策③ 地域連携ネットワークの構築
・【新】関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築
施策④ 子どもの自主的・自立的な活動に向けた支援
・【新】ヤングケアラー対策の推進（再掲）
施策⑤ 更生に向けた支援の充実
・【新】社会を明るくする運動
施策⑥ 虐待防止対策の推進
・【継】虐待・DV防止対策の強化

基本施策3 快適な生活基盤の計画的な整備

施策① 身近な移動環境や生活利便性の向上
・【継】誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築
・【新】民間賃貸住宅の空き室を活用した新たな住宅セーフティネットの構築
施策② 地域交流の場となる空間づくり
施策③ 公共的施設等のバリアフリーの推進
・【継】公共的施設のバリアフリーの推進
・【継】LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進

主な目標指標 ※R9は年度末の見込値

障がい者シンボルマーク等の認知度 R3:45.8% ⇒ R9:59.0%

「学習と生活についてのアンケート」における設問「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中3生徒の割合 R3:93.9% ⇒ R9:95.0%
講座実施回数 R3:26回 ⇒ R9:120回

宮デジサポーターの養成人数 R3:— ⇒ R9:120人（累計）

まちづくり活動応援事業への登録者数 R3:1,816人 ⇒ R9:11,000人
自治会加入世帯数 R3:148,370世帯 ⇒ R9:150,000世帯

ボランティアセンター登録団体数 R3:359団体 ⇒ R9:362団体

宮っ子の居場所の開設数 R3:23か所 ⇒ R9:56か所
ふれあい・いきいきサロン設置か所数 R3:306か所 ⇒ R9:360か所

見守りグッズ利用数 R3:— ⇒ R9:2,000人（累計）

保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センターにおける相談件数 R3:— ⇒ R9:29,320件

アウトリーチ等の実施件数 R3:— ⇒ R9:200件

放課後子ども教室に近接する地域活動者数（年間） R3:12,904人 ⇒ R9:18,780人

多機関協働事業調整件数 R3:— ⇒ R9:675件

不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合 R3:74.1% ⇒ R9:100.0%

相談件数 R3:200件 ⇒ R9年度：400件

市民の成年後見制度の認知度 R3:— ⇒ R9:65.0%

公共交通カバー率 R3:90.7% ⇒ R9:98.7%

ノンステップバスの導入率 R3:61.3% ⇒ R9:74.8%